

## パブリックコメントの結果

◆意見提出者 合計 14人／意見項目 49件

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
1	第1章第1節 計画策定の背景	「家庭の外で就労している親に限らず」を削除し、「さまざまな子育てを想定し」だけにすることが適切である。	4ページ③ 「家庭の外で就労している親に限らず」は、いらなと思います。「さまざまな子育てを想定し」だけが適切だと考えます。	子ども・子育て支援新制度については、待機児童対策や学童クラブの充実といった就労家庭への支援が注目されがちであるため、在宅で子育てするご家庭への視点を表現したかったところです。 しかしながら、ご指摘いただいた文章を削除しても、前後の文脈からそのような趣旨が読み取れると思われるため、ご指摘の部分については削除することといたします。
2	第1章第2節 計画の期間 第2章第1節 ②人口の状況	計画の期間が平成36年までと書いてある箇所と、平成31年までと書いてある箇所がある。統一が必要なのではないか。	5ページ「計画の期間」では平成36年までの10年間となっていますが、12ページ「人口の状況」では計画の最終年度が平成31年となっています。どちらが正しいのでしょうか。修正あるいは必要な追加説明をしてください。	ご指摘のとおり、齟齬がありましたので、次のとおり計画を修正します。 12ページ3行目「計画の最終年度である平成31年」を「第6章『子ども・子育て支援事業計画』の最終年度である」に、6行目「計画の最終年度である平成31年」を「平成31年」に改めます。
3	第3章 (1)基本理念	「しかし・・・中心にしてきました。」を削除してほしい。  「すべての子どもの成長発達の保障と親支援を推進することを基本にします」、 「健康・福祉・医療・教育・労働などに関するさまざまな施策と連携して」、 「特別に援助が必要な子どもや家庭へは、より一層きめこまかく」ということが本筋だと思う。	29ページ 基本理念2「すべての子どもと親への支援」 「これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。」とありますが、この文章は、知る限り平成19年の見直しに載っています。その時から今回の素案までの間の施策も、これまでと同様だったのでしょうか。また、4ページで、一例のように書かれた「・・・限らず」もそうですが、すべての子ども、すべての家庭を強調するために使われているようで気になります。  加えて、障害児について言えば、2012年度から改正児童福祉法施行により、障害児童を地域生活の中で支援する法改正が実施されたそうです。難しい制度のことはよくわかりませんが、そういうことに至った経緯はあるわけですから、そんなに施策の中心であったようには思われません。  よって、「しかし・・・中心にしてきました。」を削除してください。 「すべての子どもの成長発達の保障と親支援を推進することを基本にします」、 「健康・福祉・医療・教育・労働などに関するさまざまな施策と連携して」、 「特別に援助が必要な子どもや家庭へは、より一層きめこまかく」ということが本筋なのではないでしょうか。	ご指摘いただいた箇所の文章は、基本理念2の説明として、子どもや子育て家庭への施策に関して、国レベルの大きな視点で、数十年もの長い期間の動静を記述したものです。 このようなことから、平成19年の記述内容を変更する必要はないと考えております。

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
4	第5章 1-1子どもの権利の尊重	子どもの権利に関する条例等について、具体的な策定プロセスを、盛り込んでほしい。	45ページの施策に「子どもの権利に関する条例等の策定」が挙げられています。2008年に実質的な条例案が出されたにも拘らず、これまで放置されてきた現状は看過できません。具体的な策定プロセスを本計画の中で示してください。	本計画は、施策や事業の方針や方向性を示すものです。計画の枠組みの中で、その時の社会的事情にあった、事業を選択し、実行してまいります。したがって、詳細は、記載しておりません。
5	第5章 1-1子どもの権利の尊重	「要保護児童対策地域協議会の活用」について、青少年育成会やNPOとの連携・協働を強化するような方向性を、盛り込んでほしい。	45ページに1-1の施策として「要保護児童対策地域協議会の活用」が挙げられています。これは、基本方針4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」で書かれている子どもの貧困対策やおよび市民との連携とも密接にかかわることであり、例えば青少年育成会や各地域で活動するNPO等との連携・協働を強化するなど、一歩踏み込んだ方向性を打ち出してほしいと思います。	ご意見も参考に、検討してまいります。
6	第5章 1-1子どもの権利の尊重	「子ども自身が気軽に相談できる場所」の確保をお願いしたい。	西東京市内において継父の虐待による中学生の自殺という悲しい事件が発生し、その際における学校教師の対応について非常に残念でならないと思える点がございいます。今後二度と同様の事件が起こらないよう、「子ども自身が気軽に相談できる場所」の確保をお願いいたします。	ご意見も参考に、子どもたちが多様な手法で相談しやすい環境づくりを検討していきます。
7	第5章 1-1子どもの権利の尊重	メールなどで相談できるような環境を検討してほしい。	すでに子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターなど市内に配備いただいておりますが、身近な小学生(高学年)にこれらの存在とこれらの場所へ自ら行けるかどうかを聞いてみたところ、「1人でなかなか行けない」「どうやって行くか(場所が)分からない」等の回答を得ました。相談する場所の確保も非常に大切かと思いますが、メールなどで相談することができるような環境も併せて検討いただきたく思います。	(回答はNo. 6と同じです。)
8	第5章 1-2子どもの参画の推進	「子どもの参画の推進」について、行事の参画だけでなく、子どもにかかわる施策の策定プロセスに参画する等、参画の段階をひとつ上げる内容を、盛り込んでほしい。  子どもの参画を促進するため、ファシリテーターとしての大人能力強化について、盛り込んでほしい。	46ページから50ページまで1-2「子どもの参画の推進」について書かれています。重要な施策ですが、子どもの参加が「行事の企画・運営」という程度に留められている印象です。子どもたちに関わる施策の策定プロセスにも参加する等、参加の段階をもうひとつ上げるよう要望します。  また、子どもの参加を促進するためにはファシリテーターの役割が重要となります。大人側の能力強化についても計画の中に盛り込むことが必要と考えます。	ご意見を踏まえ、1-2-1の「今後の取組み」の本文について、企画・運営の前段階からかかわれるよう、また、おとなの子ども支援への能力強化に関する記載を加えるよう、「1-2-1 今後の取組み」の本文5行目を下線のように修正します。  「具体的には、子どもワークショップの開催など、子どもたちが参画する場を持ちながら、施策に取り組みます。事業の企画や運営については、子どもの発想を生かす場として、児童館を中心に中高生の年代の子どもが主体的に自由な発想で参画できる機会を提供します。子どもが豊かな発想を持つことができ、また、おとなが子どもの参画を支援する手法を学ぶ場となるよう、児童館等では、親子も参加できる企画を実施し、多様な年齢間での交流を充実させます。」

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
9	<p>第5章 1-2子どもの参画の推進(→意見を寄せてくださった方の分類)</p> <p>(より関連性が高いのは、2-1心身及び経済的な自立)</p>	<p>異年齢の子どもたちと関わり合える環境を充実させてほしい。</p>	<p>子どもが自主的に関わり、そして自らを大切な存在だと認識することは、非常に大切な事と考えます。</p> <p>周囲の大人や子どもたちと関わり合いながら、自己の形成を図るという点はもちろんのこと、中・高生の子どもたちが幼児と関われるような取組みを、もっと積極的に行っていただきたいと考えます。</p> <p>特に、現在行われている中学生による保育施設での実習は、非常に大切であるとともに、すべての子どもたちがこのような異年齢の子どもたちと関わり合える環境を作っていただきたいと思っています。小さな子どもたちに頼られ、それに応えるということが、更なる自己の形成に繋がると考えます。</p>	<p>異年齢の子どもたちと関わり合える環境を充実させることは、自立の面から、非常に大切なことであると認識しています。</p> <p>この計画では、「2-1 心身及び経済的な自立」の本文15行目～16行目にかけて、表現しています。</p> <p>具体的な施策・事業として、2-1「7 乳幼児とふれあう場づくりの推進」、2-2「4 中学生のためのボランティア事業の推進」「5 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進」「6 インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実」を盛り込んでいます。</p> <p>ご意見をいただいた点については、これらの施策・事業に取り組むことで、対応してまいります。</p>
10	<p>第5章 1-2子どもの参画の推進</p>	<p>放課後の子どもの居場所に、地域ボランティアなどを活用してほしい。</p>	<p>また、放課後の子どもの居場所については、指導員の方のみではなく、地域ボランティアの保護者を募るなどし、保護者も参加しつつ、地域の子ども達を見守れるような環境を配備していただければと思います。</p> <p>親同士、親と子の友達など、普段なかなか顔を見る事ができない存在ですが、顔が見える環境を作ることで地域全体の活性にも繋がり、子どもたちへ行き届く目も増えるのではないかと考えています。</p>	<p>児童館では、読み聞かせや人形劇、昔遊び等の事業において地域のボランティアの活用を推進しています。計画の中では「1-2-1 地域のシステムづくり」で「地域人材発掘・養成・活用の推進」を掲げており、引き続き、児童館事業を通して、地域人材の確保と、その活用に努めていきます。</p>
11	<p>第5章 1-2-2居場所づくり</p> <p>第6章第4節(3)放課後児童健全育成事業</p>	<p>学童クラブの利用時間、利用サービスの改善について、具体的な事業を盛り込んでほしい。</p>	<p>学童クラブの利用時間、利用サービスについては具体的にどのような取り組み、改善が為される計画なのでしょう。現在、民営化された学童クラブに比較して、公設公営の学童クラブは、利用時間、利用サービスにおいて格差が生じています。格差は正の具体的な計画があれば盛り込んで頂けないでしょうか。</p>	<p>学童クラブの利用時間、利用サービスの充実については、学童クラブの民間委託化を推進する中で、順次進めてまいります。</p>
12	<p>第5章 1-2-2居場所づくり</p>	<p>「小1の壁」「小5の壁」への対応について、具体的な事業を盛り込んでほしい。</p>	<p>「小1の壁」「小5の壁」への対応について、何か計画があれば具体的に記載して頂けないでしょうか。</p> <p>保育園開園時刻に比べて小学校の開門時刻は遅い、学童クラブの利用時間も短い為、小学校1年生の子供が留守番をしなければいけなかったり、親の勤務体系をパート勤務に変更する必要がある等の、就労を継続する上で困難な状況が生じています。</p> <p>この、いわゆる「小1の壁」現象は就学後にフルタイム勤務が減少するというデータも明らかではないかと思えます。学童利用時間の延長(早朝、夕方)、あるいは小学校の開門時間を早める、早朝の校庭解放等の具体的な計画はないのでしょうか。</p> <p>5年生以上学童クラブは利用できなくなり、さらに「小5の壁」と呼ばれますが、この対策、小学校高学年児童の居場所作り支援についての具体的な計画があれば盛り込んで頂けないでしょうか。</p>	<p>学童クラブの利用時間の延長については、民間委託化を推進する中で順次進めてまいります。また、小学校高学年の居場所づくりについては、児童館の利用をさらに促進するほか、計画の「1-2-2 居場所づくり」において、新たに「放課後子ども総合プランに基づく居場所の充実」を盛り込み、教育委員会で実施する放課後子ども教室事業と連携を図ってまいります。</p>

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
13	第5章 1-2-2居場所づくり	児童の外遊び支援について、具体的な事業を盛り込んでほしい。	公園、児童館、地区会館等でも携帯ゲームばかりに夢中になり、外遊びをしない児童が増えています。体力低下、視力低下、ストレスの増加、児童の孤立化、コミュニケーション能力の低下等が心配です。公共施設での携帯ゲーム利用禁止、学童クラブ等における公園遊びの引率、校庭での放課後プログラムの実施、公設常設プレーパークの設置等、児童が安心して屋外で遊べる場所づくり、外遊び支援の為の具体的な計画はないのでしょうか。	社会情勢が変化する中、児童の遊びの在り方も多様化しています。外遊びの支援策については、ご意見も参考として、充実を図ってまいります。
14	第5章 1-2-2居場所づくり	児童館を減らさないでほしい。	児童館を初めとした児童の居場所づくりの推進や機能の充実、特化型児童館の創設等、児童館の重要性が述べられている一方、児童館の再編が明記されており、以前だされた公共施設の適正配置計画では、縮小の方向性が示されており、矛盾しているのではないかと。	公共施設の適正配置は、少子高齢化による財政構造の硬直化や厳しい財政状況を踏まえ、近接配置や利用率が低い施設等について整理することで、施設維持管理コストの削減、老朽化等に対応する改修・更新コストを抑制し、少子高齢化社会に対応した新たな住民ニーズ等に対応するために推進しているものです。今後再編を予定する南部地域については、当面は現状を維持しながら、将来的な配置バランスを考慮し、検討してまいります。児童の居場所づくりについては、児童館・学童クラブのほか、放課後子ども総合プランに基づき、教育委員会所管の放課後子ども教室事業とも連携し、充実を図ってまいります。
15	第5章 1-2-2居場所づくり	児童館を減らさないでほしい。	施策1-2-2など「居場所づくり」の言葉が多くあります。児童館再編成、とくに西部地域は統廃合の計画があるようですが、児童館は必要です！！ 近隣に比べると多いとか1中学校区につき1つとか、伺いましたが、近隣比較は関係ありません。実績として、児童館利用者が多く、児童館内の学童も定員超過している現実を考えると、児童館統廃合で減らすことは実態に合いません。児童館を減らさないようお願いいたします。	(回答はNo. 14と同じです。)
16	第5章 1-2-2居場所づくり	児童館は小学校区単位で設置してほしい。	児童館及び学童クラブの再編成を計画中和聞いている。その編成単位が中学校区と聞いているが、それは実態にそぐわないと考える。一般に小学校低学年は行動範囲が狭く、防犯などの安全面からもそれが望ましい。このため、児童館及び学童クラブの編成単位は少なくとも小学校区単位であることが適切と考える。小学校の統廃合により、通学距離が延びる場合は、交通手段の提供も考慮してほしい。	(回答はNo. 14と同じです。)

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
17	第5章 1-2-2居場所づくり	小学校区に児童館がない地域に、児童館の新設の検討してほしい。	<p>児童館については、18歳未満の乳幼児から児童・生徒の安全かつ安全な居場所として位置づけられるとともに、今回の計画では災害時に子ども達の保護・支援の拠点となることも明記されています。子ども・子育て支援事業計画や放課後子ども総合プランでも、放課後の子ども達の受け皿として児童館の果たす役割は大きく、小学校区に1施設以上の配置(増設)が必要です。</p> <p>しかし実際には「再編成」と称して施設が削減されています。施設数自体が削減されることに加え、一部が機能特化型となることで、子どもが誰でも利用できる施設はさらに少なくなります。</p> <p>施設数について、「公共施設の適正配置」として「中学校区に1施設」とするとされていますが、そもそもこの基準に合理性が見当たりません。以前、東京都の指針であるとの説明もありましたが、東京都に問い合わせてもそのような指針はないとの回答でした。</p> <p>就学したばかりの児童が自分の足で通うことを考えれば小学校区内に配置されることが必要かつ適切であり、削減は中止し、現時点で小学校区に児童館のない地域については児童館の新設を検討願います。</p>	<p>児童館の設置数については、東京都の設置目標は「2公立小学校に1児童館」となっており、本市では「概ね中学校区に1館程度」との設置目標を掲げてきたところですが、児童館の再編成は、中・高校生年代のさらなる利用を促進しながら、異年齢集団の中で児童の健全育成を図るものであり、子どもが誰でも利用できる施設とするものです。今後再編を予定する南部地域については、当面は現状を維持しながら、将来的な配置バランスを考慮し、検討してまいります。</p>
18	第5章 1-2-2居場所づくり	児童館を中学校区を単位とする根拠を説明してほしい。	<p>中学校区を単位とするのは一体いかなる根拠なのか、想定される利用者と期待される機能を踏まえて説明願います。</p> <p>この点については公共施設の適正配置に関する意見募集の段階から十分な根拠が示されていないものであり、当該計画で決まっているからという説明は全く不合理です。</p>	(回答はNo. 17と同じです。)
19	第5章 1-2-2居場所づくり	児童館と学童クラブとの連携について盛り込んでほしい。	<p>学童との連携について、記載が不十分ではないか。保育園と同様、学童の入所希望者が非常に増加しており、学童機能の補完的な役割を児童館は担っているのが現状であり、当面は基本的には児童館は維持拡充の方向である旨を明示してほしい。</p>	児童館の維持拡充についての回答は、No. 17と同じです。
20	第5章 1-2-2居場所づくり	小学校高学年に関する事業を具体的に書いてほしい。	<p>東京都内、しいては全国レベルでも評価されていた西東京市の放課後事業。学童、児童館共に誇りが持てる体制が、ここ数年で全国ワーストに近いレベルまで落ちようとしている。</p> <p>西東京市が子育て施策をどの様に進めたいのか？ もう一度再考して頂きたい。特に高学年の生活をどう保障していくのかの施策が見えて来ない。</p>	放課後の児童の居場所づくりについては、児童館や教育委員会所管の放課後子ども教室事業とも連携し、検討を進めてまいります。

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
21	第5章 1-2-2居場所づくり	学童クラブで、小学校高学年の子どもを受け入れる事業を、盛り込んでほしい。	<p>同プランでは、高学年の居場所について提起されていますが、その一手法として学童での高学年受け入れを要望します。</p> <p>平成24年8月の児童福祉法の改正に伴い、学童保育事業は、「小学校に就学している児童」が対象となりました。これは、子どもの遊び場や生活支援の場が整っていないという背景や、地域の安全性の問題のため、高学年を含む小学生の受け入れを法として積極的に位置づけたものと認識しています。</p> <p>同プランにも収められているニーズ調査からも、高学年の居場所としての学童についてニーズがあると把握できますが、同プランでは、高学年の居場所としての「学童」に触れておりません。</p> <p>高学年から中学生に向けて自立が求められることは承知していますが、子どもの成長度合いは個々に異なり、それにより必要とする大人の見守り・助けの必要度合いも異なります。よって、市の施策としては放課後子ども教室・学童等、様々な選択肢を準備する必要があると思います。(現在の放課後子ども教室は3校で各週1日の実施ですが、これで居場所といえるのでしょうか・・・)</p> <p>【続く】</p>	高学年の児童の居場所づくりに関しては、地域の中で児童が自立していけるよう、児童館や教育委員会所管の放課後子ども教室事業とも連携し、検討を進めていきます。
【続き】	第5章 1-2-2居場所づくり	【続き】	<p>【続き】</p> <p>子どもの成長は早く、それに見合うスピード感をもった施策が必要です。「定員に余裕のある学童での試験的受入れ実施」、「委託学童の自主事業での実施」等、可能な部分から少しずつ拡げていくといった柔軟な対応も検討ください。</p> <p>現在のように、5・6年生はしょうがい児のみとして門戸をとざすことなく、法の改定主旨を真正面から捉え、早急に高学年の受入を実施していただきたく思います。特に夏休み等の長期休暇では、その必要性は高くなります。(ニーズ調査にはそうした質問項目もなく、学童利用者の声も十分に反映されておらず、正確にニーズを把握できているのか疑問に思います)。40日間という長期間を毎日、朝8:00頃から～18:00過ぎまで、一人で過ごす子どものことを想像してみてください。それは、行政として、子どもの自立を促すのではなく、子どもの孤立を促していることになるのではないのでしょうか。</p> <p>学童は、遊びの場ではなく、生活支援の場です。子どもにとって、働く保護者にとって、子どもをよく知る指導員の下で子どもが安心して通所できることは、何よりの子育て支援になります。自己肯定感や自尊感情が低いとの分析結果がありますが(同プラン17ページ第2節)、そうした感情は、子どもたち同士のかかわり・大人の緩やかな見守りの中で育まれるものだと思います。</p> <p>ぜひ、学童をめぐる環境整備を推進していただくとともに(定員超過の問題、指導員の待遇改善など様々な問題があります)、学童を必要とするすべての小学生の利用が可能となるよう、対応願います。</p> <p>なお、補足ですが、多摩地区においては、児童福祉法改定・厚生労働省令制定を受けて、多かれ少なかれ学童の運営方法が改善されています。が、西東京市は私の知る限り、改善された点はありません。行政担当者・市の姿勢が問われるのではないのでしょうか。</p>	(1列上に回答を記載)

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
22	第5章 1-2-2居場所づくり	居場所づくりに関する記述について、最初に「居場所づくりへの参画」を置くよう、順序を変更してほしい。	1-2-2居場所づくりの今後の取り組みの具体的な施策・充実について。一番最初に【居場所づくりへの参画】の14、15を置くことを希望します。理由として、子どもたちが参画して、自分たちの居場所づくりを進め、検討し、その次に大人たちが中心になって行う【居場所の充実】【文化などの充実】がある方が、この計画は子どものための計画なので、しっかりと考えるとします。	ご意見を踏まえ、「具体的な施策・事業」の順序を入れ替えます。併せて、「1-2-2 今後の取り組み」の本文1行目を下線のとおりに修正します。「子どもが自分らしく過ごすことができるよう、利用する子どもたちの意見を取り入れながら、児童館を始めとした屋内外における居場所づくりを推進し、年齢に応じた、子どもの居場所を確保します。」
23	第5章 2 おとな(親)になることを支える	地域のお祭りや地域活動を見直し、大人とのかかわりをもてるようにしてほしい。	青少年の自立への支援に対し、保護者の支援はもとより、保護者以外の大人の支援も必要と考えています。年々縮小傾向にある地域のお祭りや地域活動などを再度見直し、近所の大人たちとの関わり合いを行うことで、子どもたちの「こういう大人になりたい」という視野が広がり、自ら大人になることについて積極的に考えるきっかけになると考えます。	青少年への支援は、「重点的な取り組み 4」に挙げており、これからの10年で力点を置いて進めることとしています。「2-1 心身及び経済的な自立」の「具体的な施策・事業」8 子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくりと、「2-2 他者への理解とおとなの役割」の「具体的な施策・事業」11 地域行事等の活発化による子ども参加の推進」とを推進する中で、ご意見を踏まえた事業を実施できるよう努めます。
24	第5章 2 おとな(親)になることを支える	青少年の社会参加に関する施策を増やしてほしい。	青少年の社会参加に関する活動が特に少ないと感じている。大学等と連携し、高校生、中学生の大学生との関わり、大人との関わりをの機会をもっと増やす事は検討出来ないのか？	(回答は、No.23と同じです。)
25	第5章 2-2他者への理解とおとなの役割	正しい避妊具の使い方について、小中学校で教えてほしい。	小中学校の性教育の充実について、私が実際に経験し、非常に大切だと感じた点を1点述べさせていただきます。私は中・高とアメリカで過ごしました。中学1年生の体育の授業の際、男女共にいる教室で先生から避妊具の使い方についての指導を受けました。当時、小学校にて「赤ちゃんはどうやって産まれるのか」ということを日本で学びましたが、「性病や自分の体を守る方法」については学びませんでしたし、当時の日本ではそのような性教育は行われておらず、とても驚いたと同時に、非常に勉強になったことを覚えています。特に日本の家庭では、積極的に性教育を行うことが稀であり、現在の子供たちはインターネットからこのような情報を得ることが最大の手段になっていると思います。自分が子を持つ母親として、今後同様に避妊具の使い方について子どもと話していきたいと考えていますが、是非とも小中学校での性教育の場でこのような教育も検討いただければと思います。望まない妊娠をしてしまう年齢が低年齢化している中、今後は妊娠だけではなく、性病やエイズなどについても知識を持つことが必要です。正しい避妊具を使うことがこれらを防げること、また同時に相手に対する大切な行動であることを、真面目に教育する必要性を感じています。普段子どもたちと接する小中学校の教師が行うのは荷が重いというのであれば、是非とも専門の講師を配備し、これらの教育を行っていただきたいと考えます。	公立学校で行う性教育については、学習指導要領に基づき、適正に実施してまいります。

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
26	第5章 3-1子育て意識の育成	傾聴活動などを盛り込んでほしい。	56ページ6行目を変更 ・・・「父親は、母親よりも労働時間が長く、育児の時間が限られている状況にあります。」 56ページ3段落目と4段落目の間に追加 特に0～3才の乳幼児は在宅で子育てをする家庭が多く、主な保育者である母親は孤立感を深めています。外に出かける催しや、仲間づくりができる講座や、家庭訪問型の子育て支援(ホームスタートなど)による傾聴活動等、育児の不安を軽減する虐待予防効果のある支援を地域住民とともに推進します。	前段のご意見につきましては、育児の時間がとりづらいという意味の方が適切だと考えますので、原案の「育児をしづらい状況」のままとします。 後段のご意見の内容については、段落の前後の関連性から追加・挿入は難しいと考えます。
27	第5章 3-1子育て意識の育成	男性も利用できる場所へ、おむつ替えコーナーを設置する事業を盛り込んでほしい。市内の店舗にも啓発してほしい。	市の施設においては子どもと一緒に入れるお手洗い、おむつ替えの場が広く提供されつつあると感じておりますが、レストランなどへ行くとまだまだおむつ替えコーナーなどは女性のお手洗いにしか無い場合が多く、このような場所から子育ては女性の仕事という認識を強く感じる場合があります。逆に、これが積極的に育児に関わりたい父親に対して、その気持ちを叶えられない結果となる場合もあります。是非市内にある店舗などに対して、そのような場を充実できるよう啓発を行っていただきたいと思っております。	いただいたご意見は、「具体的な施策・事業」の「1 父親の育児参加の推進」に関連しますので、事業を実施する際の参考にさせていただきます。
28	第5章 3-1子育て意識の育成	はなバスのアナウンスを子どもから公募する事業は、継続してほしい。	また、はなバスのアナウンスを子どもから公募するのは非常に良い取り組みと思う。今後もぜひ継続して欲しい。	この事業は、現在も継続して実施しているところです。 いただいたご意見は、今後の事業実施の参考にさせていただきます。
29	第5章 3-1子育て意識の育成	父親への情報提供について、具体的な事業を加えてほしい。	プランに父親への情報提供などの具体的な項目が入ったのは素晴らしいと思いません。ただし、具体的な事業が見えてこないため、パパスクール、父子手帳の配布など、具体的な政策を加える事を希望します。	いただいたご意見は、「具体的な施策・事業」の「3 父親への子育てに関する情報提供の方法の検討」に関連しますので、事業を実施する際の参考にさせていただきます。
30	第5章 3-1子育て意識の育成	駅付近などに野菜スタンドを作るなどして、もっと身近に地域の野菜を購入できるような場所を提供してほしい。	食育については、市内での野菜をもっと効率的に購入できればありがたいと考えます。例えば、現在は生産者の畑付近でしか販売されておませんが、駅付近などに野菜スタンドを作るなどして、もっと身近に、新鮮な地域の野菜を購入できるような場所を提供していただければありがたいと思っております。	いただいたご意見は、「具体的な施策・事業」の「7 地域や家庭における食育の推進」に関連しますので、事業を実施する際の参考にさせていただきます。



意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
31	第5章 3-2支え合いの場の充実	田無地区に常設の子育てひろばを設置する旨と、親同士の交流について、盛り込んでほしい。	<p>59ページ2段目に追加          ……地域子育て支援拠点事業に関しては、大型マンションなどの乳幼児人口に対して、地域差がみられるため田無地区への常設ひろばの設置などの調査を進め実情に見合った支援の場を検討します。</p> <p>59ページ3段落目2行目を変更          ……支援を行い、親支援の連続講座により、子育て中の親同士の交流や親のエンパワーメントをはかりサークル化を推進していきます。</p>	<p>本計画は、施策や事業の方針や方向性を示すものです。計画の枠組みの中で、その時の社会的事情にあった、事業を選択し、実行してまいります。また、ご提案の内容については、前後の文章との関連性から追加・挿入は難しいと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、「1 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実」「3 子育てひろば事業の充実」に関連しますので、事業を実施する際の参考にさせていただきます。</p>
32	第5章 3-2支え合いの場の充実	子育て広場事業について、適正配置の調査を盛り込んでほしい。	<p>60ページ          具体的な施策・事業「3」に追加</p> <p>3■子育てひろば事業の充実と適正配置の調査</p>	<p>「子育てひろば事業の充実」には、ニーズを踏まえた適切な実施という意味合いも含んでいると考えております。このようなことから、ご指摘の部分については、原案のままいたします。</p>
33	第5章 3-2支え合いの場の充実	子育てひろばで、毎日一定の時間帯に、利用者の自己紹介をし合う場を提供してほしい。	<p>現在、市に配備いただいている子育てひろばを利用して感じたことですが、新参者に対する既利用者の態度が非常に冷たく、なかなか1人で入るには難しさを感じる場であることです。</p> <p>せっかく利用しに行っても、うわべだけの挨拶をするだけで、結局は遊び場を提供いただいている程度に留まってしまっているのが現状だと思います。もともと知り合い同士の方々が固まり、新しく利用してみたものの、馴染めなかったと、結局は公園と同様の意識で利用している人が潜在的に多いのではないかと感じています。</p> <p>これらを解決する方法として、是非これらの子育てひろばでは毎日一定の時間帯に利用者の自己紹介をし合うといった話し合いの場の提供をいただければと思います。</p> <p>私が個人的に有効だと感じている方法について、話題カードを引いてもらい、そのお題に沿った話をする事で同様の環境の方と共感でき、より、距離の縮まった関係を築くことができると思います。(話題カード例:「子どものマイブームについて」「子どもの好物について」「子どもの名前の由来」「お風呂の入れ方」「夜の過ごし方」など)</p>	<p>新規の方でも「ひろば」になじめるような、雰囲気づくりに努めてまいります。また、ご提案については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
34	第5章 3-2 支え合いの場の充実  4-2 保健・医療	ママサロンのような形で、近所の同世代の子を持つ母親同士を引き合わせて交流する機会をつくってほしい。 特に、産後の女性の悩みを気軽に話せるような場を提供してほしい。	<p>産後の女性は、特に「子ども」が中心の生活になりがちで、自分の事が後回しになることもあります。母親でも妻でもない、いち女性としての存在を大切にしたいと考えます。例えば、市で行っている乳幼児の健診では、子どもの事だけでなく、その母親に対して、女性として接していただけるよう、「子どもの成長や気になること」だけではなく、「産後の女性の悩み」などをもっと気軽に話せるような場を提供いただけたらと思います。</p> <p>私事を申し上げると、初めての子の時、母乳がうまく出なかったことを相談した際、「確かにあまり出ていないが、〇〇してみたらどうか」といったアドバイスを受けましたが、当時は振り返ると、「ミルクでも大丈夫」「頑張りすぎないで、ゆっくり休んで」といった、私自身を気遣う形でのアドバイスをいただけたら、どれだけ救われたかと感じることがあります。</p> <p>是非このような、「大丈夫」と安心できるような言葉掛けを、特に産後のデリケートな時期に、新生児訪問などで取り入れていただければと思います。</p> <p>2007年頃まで行われていた「ママサロン」は、とても有効で、楽しい集まりだったと感じています。また、当時出会った方は、今でも連絡を取り合っている仲ですが、残念ながら子育て支援センターなどでであった方はそこまでの仲を築けておりません。ママサロンのような形で近所の同世代の子を持つ母親同士を引き合わせて交流する機会を再度行っていただきたいと考えます。</p>	<p>同世代の親同士や相談しやすい場づくりについては、3-2本文14行目～16行目で、ご意見と同様の視点を記載しています。これを実現するため、「具体的な施策・事業」の「1 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実」「2 子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進」「3 子育てひろば事業の充実」での多様な取組みにより、実施してまいります。</p> <p>産後の女性の相談については、上記の相談に加え、「4-2 保健・医療」の「具体的な施策・事業」「1 訪問型相談の充実」「2 母子保健と保育の連携強化」を通じて、実施してまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、「4-2 今後の取り組み」の本文3行目を下線のように修正します。</p> <p>「また、虐待や子育てへの悩み、親自身の心や身体の悩みに早期に対応できるよう、保健師などの家庭訪問を積極的に進めます。」</p>
35	第5章 3-2 支え合いの場の充実	子どもと近隣住民の交流により、子どもの声が「騒音」だと認識されないような対策をしてほしい。	<p>3-2などで支え合いの場の充実が挙げられています。昨今、子どもの声が「騒音」として近隣住民の苦情があると聞いています。ドイツのように「子どもの声は騒音ではない」と決められればよいのですが、難しいのであれば、近隣住民、高齢者世帯と児童との交流場を増やすなどして、「騒音」とは思われない対策をしてほしいと思います。素人考えですが、多少なりとも知っている子どもであれば、「騒音」と感じにくく、仮に騒音と思っても行政に“被害”を訴えるまでいかないかもしれません。子どもの声が響かない街に未来はないです。</p>	<p>子どもの声については、様々な意見や議論がある中、東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に定める騒音規制の対象から除外する見直しを進めています。</p> <p>ご意見にあるような近隣住民、高齢者世帯と児童との交流は、こうした問題の解消を図る有効な対策であり、地域や市が行う様々な交流の活動を通して、子どもへの理解を深めていく必要があると考えております。</p>
36	第5章 4-1教育・保育及び子育て支援の充実	教育関連予算のこれまでの推移の分析と、本計画の計画期間の方向性を示すべきではないか。子どもの貧困対策の必要性等から、少なくとも予算を減らさないという方向性を示してほしい。	<p>西東京市の教育関連予算のこれまでの推移の分析と、本計画の期間(10年間)の方向性を示すべきと考えます。</p> <p>子どもの数は減少する見込みである一方、子どもの貧困対策の必要性等から、少なくとも予算を減らさないという方向性を打ち出してください。</p>	<p>この計画は、予算を組むことを目的としていないので、記載いたしません。</p> <p>これまでの教育関連予算の推移は、『財政白書』の「歳出(目的別経費)」の項目に、掲載しております。</p> <p>また、今後の予算の方向性は、『第2次総合計画』に示された財政フレームの考え方を踏まえ、毎年度3年を計画期間として策定している「総合計画(実施計画)」に記載された「財政計画」にて示されます。</p> <p>教育費の増減には様々な要因があり、増減は総合的な判断により生じます。予算に対する御意見については、必要性に鑑みて、市全体で適切に対応してまいります。</p>

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
37	第5章 4-1-2障害のある子どもを育てる家庭の支援	障害のある小学生の放課後の居場所が、学童クラブで確保されるというのは、とてもよい。	64ページ 本文 「障害のある小学生の放課後の居場所については、学童クラブなどでおとなの目が届く居場所を確保します。」とあり、「など」とあるのが不安ですが、障害のある小学生の放課後の居場所が、学童クラブで確保されるというのはすごいことです。ありがとうございます。	今後も、学童クラブで障害のある小学生の居場所を確保するとともに、放課後等デイサービスの誘致を推進してまいります。
38	第5章 4-1-2障害のある子どもを育てる家庭の支援	具体的な施策にある「関係各課」とは、どの課なのか。	65ページ 施策11「特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取組みの充実(関係各課)」 関係各課というのは、どの課なのでしょう。関係各課となっているのは、ここだけです。	特別支援学校は、市の事業ではないため、市の内部で明確な担当部署が決まっていないことから「関係各課」と記載しています。
39	第5章 4-2保健・医療	NPO等の家庭訪問活動について、盛り込んでほしい。具体的な修正案あり。	69ページ3行目に追加 …また、虐待や子育てへの悩みに早期に対応できるよう、保健師やNPO等の家庭訪問活動を積極的に進めます。	ご意見を踏まえ、「4-2 今後の取り組み」の本文3行目をNo. 34のように修正します。
40	第5章 4-2保健・医療	産褥期の支援サービス(家事、食事作りなど)を利用する際の助成、乳腺炎などの医療補助、産褥入院の助成などを検討してほしい。	妊娠期には、妊婦健診の助成を配備いただいております。利用者も多いと感じています。しかしながら、産後はこれらが一気になくなってしまうと感じています。現在は、核家族化が進み、西東京市においても、日中は母親だけが赤ちゃんと過ごすという環境が多いと感じています。産後の乳腺炎などのトラブルや、産褥期の支援などを幅広く提供いただければと思います。 具体的には、新生児訪問の際に母乳マッサージを行う(私は子どもが4人おりますが、過去に1度だけ新生児訪問で母乳マッサージを行ってくれた助産師さんがいました。できれば、全新生児訪問でこれを行っていただきたいです。)、産褥期の支援サービス(家事、食事作りなど)を利用する際の助成、乳腺炎などの医療補助、産褥入院の助成などを検討いただきたいと考えます。	いただいたご意見は、事業を実施する際の参考にさせていただきます。
41	第5章 4-3災害への対応を想定した環境づくり	防災力を高める講座として、防災クッキング講座の開催など、具体的な事業を盛り込んでほしい。	71ページ5段落目に追加 … <u>備蓄品を使つての防災クッキングなどの開催により、家庭での防災力を高める講座を市民団体との連携で推進します。</u>	ご提案の内容については、前後の文章との関連性から追加・挿入は難しいと考えます。 また、いただいたご意見は、事業を実施する際の参考にさせていただきます。

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
42	第6章 第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	保育の質を悪化させることの無いよう、保育施設への働きかけ、支援をしてほしい。 保育施設の職員同士が相互施設の見学・研修を行えるようにしてほしい。	西東京市内における保育の質を悪化させることの無いよう、保育施設への働きかけ、支援をお願いします。新規に保育施設を運営する事業者へは市内の保育施設内での研修を積極的に行っていただくともに、既存の保育施設の職員も、他保育施設への研修・実習を可能とすることで、双方の施設の発展に繋がると考えます。私は、個人的に市内の多数の保育施設を見学しておりますが、自分の子が通う園で取り入れてもらいたいと思うような活動を見る事ができ、とても勉強になります。是非保育施設の職員同士がこのように相互施設の見学・研修を行えるようにしていただきたいと思ひます。	保育の量を拡充するとともに質を確保することは重要な課題であると認識しています。また、施設の異なる職員同士が交流し、相互に刺激し合うことで意識を高めることにもなります。いただいたご意見は、80ページ⑤の研修を実施する際の参考にさせていただきます。
43	第6章 第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	既存の保育施設を最大限活用する際、屋内遊戯場などを保育室として使うことがないよう、既存の施設環境を下げないでほしい。	既存の保育施設の最大限の活用については、十分に検討した上で行っていただきたいと考えます。例えば、屋内遊戯場(ホールなど)を保育室として使うことがないよう、既存の施設環境を下げないでいただきたいと思ひます。	お示した教育・保育の量の見込み及び確保の内容においては、既存施設のホールを保育室として活用し定員を拡充する内容は想定しておりません。保育環境に配慮しながら活用方法について検討してまいります。
44	第6章 第4節(1)利用者支援事業	利用者支援について、施設数や相談員数を必要に応じて見直しをかける文言を盛り込んでほしい。	81ページ2段落に追加 …また、利用者支援の窓口は、利用状況に応じ施設数や相談員の数を見直します。	利用者支援は相談内容により関係部署が多岐にわたることから、他部署と連携が取りやすいように田無庁舎に窓口を設置し、地域子育て支援推進員が相談に対応しつつ、必要に応じて他部署につなげてまいります。したがって、現段階では、計画(素案)のとおり記載が適切と考えます。
45	第6章 第4節(9)病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業について、現在の利用制度に不便がある。保育時間を延長してほしい。また、事前の登録・面談が必要であり、いざというときに使えない。	病児・病後児保育事業について、現在の利用制度に不便を感じている保護者が潜在的に多いという事を認識していただきたいと考えます。 病児・病後児保育施設が11時間開所の保育園と同じ時間開所していれば利用したいのに、実際は病児・病後児保育施設へ預けるために仕事を遅刻と早退しなくてはならないため、使いたくても使えないのが現状です。 事前の登録・面談が必要であることから、いざ使いたい時に使えないといった不便さを感じます。利用環境の見直しを含めた提供体制の確保をお願いします。	病児・病後児保育については、「子ども子育て審議会」の中でも、議論してきたところです。時間を延長してほしい、事前登録が不便であると、今回いただいたご意見と同様の意見が会議中에서도出されています。 その一方で、病気で弱っているときこそ子どもには親が必要であるといった意見や、子どもが病気のときは親も疲れているので仕事を休んだ方がよいといった意見、事前の登録や面談は親にとっては不便でも預かる側は子どもの特性を事前に把握でき子どもにとっては必要な過程である、といった意見も出されています。 病児・病後児保育の時間の延長等は、子どもの心身の負担と、保護者の事情等について議論しつつ、慎重に検討していきたいと考えております。

意見項目	素案の該当箇所	ご意見(概要)	ご意見(全文)	回答案
46	第6章 第4節(9)病児・病後児保育事業	病児保育に関して、NPOとの連携を強める考えは、具体的にあるのか。	支援事業計画で、病児病後児保育の確保がまったく足りない予測のデータがありましたが、例えばNPOフローレンスは昨年から企業と提携して西東京でも病児保育の事業を始めました。このようなNPOとの連携を強めるお考えは具体的にどのようにでしょうか。	病児・病後児保育は、子どもやその保護者並びに事業者等にとってリスクの高い事業であることから、子どもの身体の安全確保が最優先される事業と認識しています。 NPOとの連携については、個々の事業者の安定性や安全性などを確認しながら、判断していく必要があると考えています。
47	第6章 第4節(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	サポート会員の増加に向けてどのような活動をするのか、具体的に盛り込んでほしい。量を確保するあまり、研修を簡素化して安易にサポート会員を増やすようなことがないようにしてほしい。	ファミリーサポートセンター事業の拡充を挙げていますが、これまで横ばいであるサポート会員の増加目標について、具体的にどのような活動をされていくのか、もっと明確化していただきたい。量を確保するあまり、研修などを簡素化し、安易にサポート会員を増やすような行動は行わないでいただきたいと考えます。	サポート会員養成講習会の見直しや広報の仕方を工夫するなどにより、サポート会員が増えるよう努めてまいります。
48	(該当なし)	市民説明会について、残念な点があった。	先日の市民説明会に参加させて頂きました。3連休の最終日で当初予定がありましたが、変更になった為参加できませんでした。まずなぜこの3連休、最終日？子供がいるとやはり連休は出かける方が多いはず。市報、HPで告知されましたが、参加者少ない、が第一印象です。しかも市民向けなのに、市のご担当者方々が最前列とは…。当日の内容ですが、もう少し踏み込んだ、具体的なお話が聞けると思っていたので残念でした。事前に素案をHPから拝読していたので、あれでは「読み合わせ」の感が否めません。机上の空論？のイメージです。それぞれ5年、10年間と期間を設け計画されるとの事。それでは具体的に「いつまでにこれを」という期日が盛り込まれた内容をお聞きしたかったです。	市民説明会の日程や座席に關していただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。また、具体的な内容については、第6章では、平成29年度に待機児童の解消を目指す等、5年間の数値目標を年ごとにお示ししています。
49	(該当なし)	計画に、市民の意見は反映されるのか。	これらの内容、市民の意見など取り入れていただけるのでしょうか？市内で子供向け、親子向けなど活動しておられる団体もありますし、アンテナを広げ、ここまで素晴らしいプランを立てて下さったのですから、一方通行にならない、市民の、子育て現役の市民の声を聞いて下さるとよりよいプランができるのではないのでしょうか？こちらに越してきてまだ7年ですが、一生住みたいと思う、居心地のいい所です。なおさら子供たちにはより居心地よく過ごして欲しい、そのためには、とどの親も思っているはず。です。	本計画に対する子育て現役市民の皆さんからのご意見は、審議会に利用者の方々が委員として加わっていただくとともに、本パブリックコメントによりお伺しています。いただいたご意見の中から、この計画に必要な視点・適合する事項については、参考とさせていただきます。